

議会議案第1号

脳脊髄液減少症の硬膜外自家血注入療法に対する  
適正な評価を求める意見書

交通事故やスポーツ外傷等、身体に強い衝撃を受けたことが原因で発症する脳脊髄液減少症の様々な症状によって、苦しんでいる患者の状況が全国から数多く報告され、山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省による研究が進んだ結果、平成28年4月から治療法として硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた方が保険診療の下に治療を受けることができるようになった。

脳脊髄液の漏出部位は1か所ではなく、頸椎や胸椎、腰椎、仙椎でも起こることが報告されており、硬膜外自家血注入療法を安全に確実にを行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながら治療を行う必要があるが、現状の診療上の評価に、X線透視下で治療を行うことが要件として含まれておらず、診療報酬の面から、安全性の高い治療ができない状況にある。

また、脳脊髄液減少症の患者の中には、硬膜外自家血注入療法の保険適用の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件が当てはまらない患者もいるため、その場合も認める必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 硬膜外自家血注入療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら安全に治療を行うことができるよう、診療報酬を改定すること。
  - 2 脳脊髄液減少症の症状として、約10%は起立性頭痛を伴わないとの研究結果もあり、起立性頭痛を伴わない場合も診療報酬算定の要件として認めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第2号

感染症に係る下水サーベイランス事業の全国展開を  
求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている。感染症対策の基本は、感染状況を正確に把握することが肝要だが、医療機関からの患者報告では感染者の受診行動や医療機関による検査実施の有無に左右され、各地域の感染の広がり傾向を正確につかむことはできない。

しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」することができ、感染の初期段階から、医療機関による患者報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性がある。内閣官房が令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」の結果報告においても、「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところである。

よって、国におかれては、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となり、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国に展開するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
感染症危機管理担当大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

除雪業務における時間外労働の取扱いに関する意見書

平成31年の労働基準法の改正により、働き方改革の一環として時間外労働の上限が規定されており、建設業においても令和6年4月より適用される。建設業の担い手不足の中、人材確保に向けて、週休二日制の導入や時間外労働の上限を規定することは、大変重要で意義深いものである。

一方、一たび大雨などにより災害が発生すれば、建設業に携わる方々が夜間や休日なども復旧作業を行うことで、早期に地域住民の安全・安心の確保が図られていることも忘れてはならない。こうしたことを鑑み、4月より適用される建設業における時間外労働の上限規定の中では、災害に関する用務において適用除外とされている。

除雪業務も災害と同様に、いつ何どき、発生するか予測できないため計画的に遂行することは難しく、降雪が続けば通常 of 社会生活の停滞を招くおそれがあるため、建設業の方々は国や地方自治体の要請を受け、災害時と同様に、休日・夜間を問わず作業を行っている。

冬期間における除雪業務は、物資輸送や通勤・通学などの県民生活を支える上で、大変重要な役割を担っている。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 除雪業務全般に対しては災害と同様、時間外労働上限規制の適用除外の対象とすること。
  - 2 雪害となる基準を明確にして適切な指導等を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		